

四日市スポーツランドプール改修工事特記仕様書

総則

- 工事概要
 1. 工事場所 三重県四日市市桜町9868 地内
 2. 工事種目 改修工事

1. 共通仕様

(1) 図面及び特記仕様に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)」(以下「改修標仕」という。)による。ただし、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(平成31年版)」(以下「標仕」という。)による。

2. 特記仕様

- (1) 項目は、○印の付いたものを適用する。
 (2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。
 ◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
 ◎印と◎印の付いた場合は、共に適用する。
 (3) 特記事項に記載の [] 内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
 (4) 特記事項に記載の (標) 内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

部分完成 ○無・有()
 部分引渡し ○無・有()

- 1) 保険及び保証
 建設工事保険 (保険証の写しを提出)
 請負業者賠償責任保険 (保険証の写しを提出)
 (・管理財物担保特約に加入のこと)
 ◎任意にて加入
- 2) 建設共済等
 下記の制度について加入すること。
 法定外労災保証制度 (加入証明書の写しを提出)
 建設業退職金共済制度 初期の請負金額が500万円以上の場合は、掛金収納書を提出すること。また、増額の契約変更があった場合についても、その分を提出すること。 共済証紙購入額 請負金額の1/1000以上
 なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする
 任意にて加入
 ※資材の購入及び下請け業者の選定に際しての留意事項
 資材の購入及び工事の一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、出来る限り市内業者を優先させること。

章項目 特記事項

一般共通事項	1 適用基準等	◎建築工事標準詳細図 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成28年版) ※工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成30年版)
	2 工事実績情報の登録	※請負金額が500万円以上の場合は、登録を行う。 [1.1.4]
	3 品質計画	※建築基準法に基づき定められる区分等の適用工事 ※風速 (V ₀)=34 m毎秒 地表面粗度 ※III (Z _b =5 Z _g =450 α=0.20) II (Z _b =5 Z _g =350 α=0.15) 積雪区分 ※30 cm 40 cm
	4 電気保安技術者	・適用する。 〔1.3.3〕 ・適用しない。 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気

四日市スポーツランドプール改修工事 設計図 訂正:備考

主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 一般電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。

5 条件明示項目

- ◎工事用車両の駐車場及び資機材置場 ※敷地内 [1.3.5]
 • 工事着手前に周辺住民への工事説明会が開催される場合は資料作成等に協力すること。
 ◎現場工事は月~金とし、土、日、祝日に作業を行う場合は、監督職員の承諾を得ること。
 ◎施工作業時間は原則8:30~17:00とすること。清掃片付け等は18:00までとすること。
 ◎施工に際しては、工程及び施工内容について施設管理者と綿密な調整を行うこと。
 • 工事に関わる法令手続きは受注者にて行うこと。手続きに係る手数料は受注者の負担とする。
 • 仮囲い等について周辺住民等の安全上、使用上支障がないように計画し、維持管理に努めること。
 ◎工程計画については、関係者等と十分に調整を行った上で進める。
 ◎資機材の搬出入は第三者の安全に留意して、災害及び事故の防止に努めること。
 ◎大型車両通行時には、誘導員等を配置し、安全確保に努めること。
 • 足場を60日以上設置する場合は、着手の30日前までに、設置届を所管官庁へ提出すること。
 ◎道路の汚損がないように努めると共に、汚損した場合は直ちに清掃を行うこと。
 ◎既設構造物を汚損した場合は、受注者負担にて補修等を行うこと。
 • 工事により発生する残土や廃材、汚泥等は適切処理を行うこと。また、窯場を設け、敷地外への泥水の流出を防止すること。
 • 振動、騒音、ほこりのできる作業やその他について、事前に施設管理者及び近隣施設等と調整を行うこと。
 • 音の発生する工事は昼間の作業とし、早朝、夕方以降は作業を行わないこと。また、低騒音の建設重機を使用し周辺への影響に配慮すること。

6 発生材の処理

- ◎工事期間中は、近隣住民の安全確保に努めること。
 • 同一敷地内での別途工事について、協議に応じること。
 • 2020/ / ~ / は工事を行わないこと。
 • 工事期間は、 / ~ / とする。尚、 / ~ / 工事担当確認後事前使用を行うこととする。
 • 引渡しを要するもの () [1.3.12]
 • 特別管理産業廃棄物 無無・有() 処理方法 ()
 ◎特定建設資材の搬出
 再資源化等を行う (再資源化が困難な場合には縮減)

7 交通安全管理

- ◎特定建設資材以外の搬出 ◎構外搬出適正処理
 ※ 廃棄物管理票 (マニフェスト) 確認表を作成し、監督職員にA票及びD票もしくはE票の確認を受けるものとする。ただし、電子情報処理組織に登録 (電子マニフェスト) により確認を行う場合は、この限りではない。

※建設発生土 (50m³以上) を搬出する場合は、書面にて処分地の報告 (位置図等) を行うこと。
 また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。

交通誘導員

※配置する 名以上 (大型車の出入は必ず) ・配置しない [1.3.9]
 ※本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又は同等のものとする。

ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。
 • 品質及び性能を試験により証明を求める材料は以下の物とする。 [1.4.5]

- ()
 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1)から5)を満たすものとする。
 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、パーティクルボード、MDF、その他木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗料は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
 2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

宮田建築設計事務所 三重県四日市市日永西一丁目 28-3 Tel 059 (347) 7224 Fax 059 (347) 7227 三重県知事登録 1-537号 一級建築士 270497号 宮田謙一	特記仕様書1 approved Y.Miyata check drawn Y.Miyata date 2,020年 12月 22日	scale no A-01
---	---	------------------

1 章 一 般 共 通 事 項	3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエンキシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 5) 1)及び4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 - ① J I S 及び J A S の F ☆☆☆☆規格品 - ②建築基準法施行令第20条の第4項による国土交通大臣認定品 - ③下記表示のある J A S 規格品 - a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 - b. 接着剤等不使用 - c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 - d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 - e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 - f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 第三種 - ① J I S 及び J A S の F ☆☆☆☆規格品 - ②建築基準法施行令第20条の第3項による国土交通大臣認定品 - ③旧 J I S の E o 規格品 - ④旧 J A S の F co 規格品 改修標仕、標仕に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。 ※適用する 不適用しない [1.6.2] - ・鉄筋施工 型枠施工 鉄工 塗装 左官 - ※防水施工 建築大工 サッシ施工 内装仕上げ施工 10 特別な材料の工法 11 技能士 12 化学物質の濃度測定 施行完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン [1.6.9] エチルベンゼン、バラジクロロベンゼン、ステレンの濃度を測定し報告すること。 測定は、バッショ型採集機器により行う。 着工前測定 行う 行わない 測定対象室 図示 測定箇所数 図示 採取方法 文部科学省の定めるところによる。 報告書の様式 濃度測定記録表の記載事項は、次のとおり 1. 工事名 2. 測定年月日 3. 天候 4. 測定前の換気及び閉鎖時間 5. 測定時間 6. 室名と測定時間 7. 測定器具 8. 化学物質採取方法 9. 分析装置 13 完成図 ・提出する ※提出しない [1.8.1~3] 種類 ※改修標仕 表1.8.1による - ・配置図及び案内図 各階平面図 - ・各立面図 断面図 - ・仕上表 施工図 - ・施工計画書 ※ C A D データの提出 提出する 提出しない ・保全に関する資料 提出部数 1部	14 記録 15 設備工事との取合い 16 設計 G L 17 完成引渡し後の点検 18 随時検査 19 施工体制台帳の提出 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 8010 8011 8012 8013 8014 8015 8016 8017 8018 8019 8020 8021 8022 8023 8024 8025 8026 8027 8028 8029 8030 8031 8032 8033 8034 8035 8036 8037 8038 8039 8040 8041 8042 8043 8044 8045 8046 8047 8048 8049 8050 8051 8052 8053 8054 8055 8056 8057 8058 8059 8060 8061 8062 8063 8064 8065 8066 8067 8068 8069 8070 8071 8072 8073 8074 8075 8076 8077 8078 8079 8080 8081 8082 8083 8084 8085 8086 8087 8088 8089 8090 8091 8092 8093 8094 8095 8096 8097 8098 8099 80100 80101 80102 80103 80104 80105 80106 80107 80108 80109 80110 80111 80112 80113 80114 80115 80116 80117 80118 80119 80120 80121 80122 80123 80124 80125 80126 80127 80128 80129 80130 80131 80132 80133 80134 80135 80136 80137 80138 80139 80140 80141 80142 80143 80144 80145 80146 80147 80148 80149 80150 80151 80152 80153 80154 80155 80156 80157 80158 80159 80160 80161 80162 80163 80164 80165 80166 80167 80168 80169 80170 80171 80172 80173 80174 80175 80176 80177 80178 80179 80180 80181 80182 80183 80184 80185 80186 80187 80188 80189 80190 80191 80192 80193 80194 80195 80196 80197 80198 80199 80200 80201 80202 80203 80204 80205 80206 80207 80208 80209 80210 80211 80212 80213 80214 80215 80216 80217 80218 80219 80220 80221 80222 80223 80224 80225 80226 80227 80228 80229 80230 80231 80232 80233 80234 80235 80236 80237 80238 80239 80240 80241 80242 80243 80244 80245 80246 80247 80248 80249 80250 80251 80252 80253 80254 80255 80256 80257 80258 80259 80260 80261 80262 80263 80264 80265 80266 80267 80268 80269 80270 80271 80272 80273 80274 80275 80276 80277 80278 80279 80280 80281 80282 80283 80284 80285 80286 80287 80288 80289 80290 80291 80292 80293 80294 80295 80296 80297 80298 80299 80300 80301 80302 80303 80304 80305 80306 80307 80308 80309 80310 80311 80312 80313 80314 80315 80316 80317 80318 80319 80320 80321 80322 80323 80324 80325 80326 80327 80328 80329 80330 80331 80332 80333 80334 80335 80336 80337 80338 80339 80340 80341 80342 80343 80344 80345 80346 80347 80348 80349 80350 80351 8

<p style="text-align: center;">個人情報取扱注意事項</p>	<p>個人情報の取り扱いに関する事項 この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう）を含む。）を取り扱う場合においては、下記条文を遵守すること。</p> <p>（基本事項）</p> <p>第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。</p> <p>（施工者の義務）</p> <p>第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。</p> <p>2 乙は、この契約による工事において個人情報を適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。</p> <p>（秘密の保持）</p> <p>第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。</p> <p>2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>（適正な管理）</p> <p>第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。</p> <p>3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。</p> <p>4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に關し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。</p> <p>（収集の制限）</p> <p>第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>（再提供の禁止）</p> <p>第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。</p> <p>2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。</p> <p>（複写、複製の禁止）</p> <p>第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という）を複写し、又は複製してはならない。</p> <p>（持ち出しの禁止）</p> <p>第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したもの）を含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出でてはならない。</p> <p>2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。</p> <p>3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。</p> <p>（資料等の返還）</p>
	<p>※産業廃棄物税 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が本工事により生じた産業廃棄物が、課税対象となつた場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求することができる。</p> <p>※暴力団等不当介入に関する事項</p> <p>1. 契約の解除 四日市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号） 第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。</p> <p>2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務 (1) 不当介入には、断固拒否とともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力をすること。 (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。 (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。</p>